

# 建設工事等の入札参加資格審査の 共通の申請項目・必要書類について

---

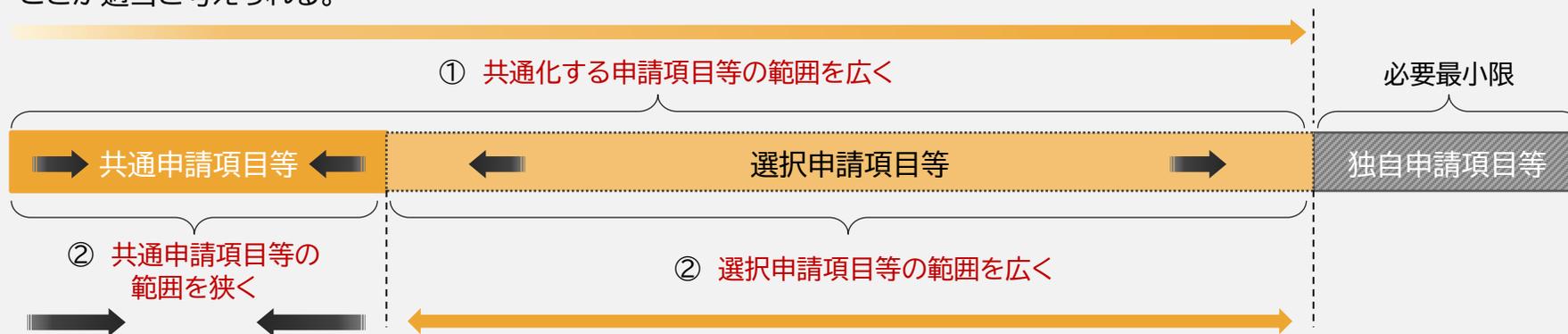
# 物品・役務等の申請項目等の共通化の方法

- 「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書」(令和7年3月)においては、「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書」(令和5年12月)の提言を踏まえ、**物品・役務等の入札参加資格審査の申請項目等**について、以下の①及び②の申請項目等を定めて、**地方公共団体**が、①に加えて②の申請項目等を任意に選択して設け、さらに、**必要に応じて③の申請項目等を設ける**ことができるようにすることが考えられるとされた。

- ① **共通申請項目等** (全地方公共団体共通の申請項目及び必要書類)
- ② **選択申請項目等** (申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目及び必要書類)
- ③ **独自申請項目等** (地方公共団体独自の申請項目及び必要書類)

## 共通申請項目等・選択申請項目等・独自申請項目等の数の関係

- ・ **複数の地方公共団体に対して申請する事業者** (「共通」・「選択」の範囲が広いほど、申請に係る事務負担が軽減)
  - ・ **単一の地方公共団体のみに申請を行う地域の中小事業者** (「共通」の範囲が広いほど、現に申請不要であった項目等の入力が必要)
  - ・ **個々の地方公共団体** (「共通」の範囲が広いほど、現に審査していなかった項目等の審査が必要) の視点から、
- ① **共通化する申請項目等(「共通」+「選択」)の範囲をできる限り広く**する(「独自」の申請項目等は必要最小限の範囲で設定)
  - ② 共通化する申請項目等については、できる限り**「共通」の申請項目等の範囲を狭くしつつ、「選択」の申請項目等の範囲を広く**することが適当と考えられる。



# 物品・役務等の共通・選択申請項目等の設定方法

- 「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書」(令和7年3月)においては、**物品・役務等の共通・選択申請項目等の設定方法**を以下のとおり設定した。

## ① 共通申請項目等とするもの

- 事業者特定情報**(本社住所、商号又は名称等の事業者を特定するための情報であって、「適正性審査・格付情報」以外のもの。)であり、かつ、**地方公共団体の半数以上が設定しているもの**(③に該当するものを除く。)  
(例) 本社住所、商号又は名称、代表者氏名、電話番号、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- 事業者特定情報**であり、かつ、**設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち**、広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムにより、複数の地方公共団体に対して一括申請できるようにするに当たって必要となるものなど、**特に全ての地方公共団体が共通で申請を求める必要があると認められるもの**  
(例) 申請先地方公共団体ごとの登録先、法人番号(事業者を一意とすることや、システム間で情報連携するために必要となるもの)

## ② 選択申請項目等とするもの

- 適正性審査・格付情報**(契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するための情報。)に**該当するもの**(③に該当する除く。)  
(例) 営業年数、製造・販売実績高、自己資本額、流動比率、常勤職員の人数、納税証明書、財務諸表
- 事業者特定情報**であり、かつ、**設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち**、① ii に該当しないもの(③に該当するものを除く。)  
(例) 組合員名簿

## ③ 共通・選択申請項目等としないもの(独自申請項目等となるもの)

- 地方公共団体独自の制度等に関するものなど、全国的な共通化になじまないもの
- 事業者に申請を求めなくとも地方公共団体において確認できるもの
- 入札参加資格審査(適正性審査や格付け)に資さないと考えられるもの
- 申請方法の電子化・オンライン化にそぐわないもの
- i からivまでのほか、共通・選択申請項目等として設定し、申請を求める必要性が低いと考えられるもの

# 建設工事等の共通・選択申請項目等のたたき台作成の考え方

- 建設工事等の共通の申請項目等の検討については、物品・役務等における検討と同様の方法で検討を進めていくことが効率的と考えられる。そのため、まずは、**建設工事等の共通・選択申請項目等のたたき台を作成**することとする。
- たたき台の作成に当たって、物品・役務等の共通・選択申請項目と建設工事等の共通・選択申請項目等の関係については、以下のように考えられるか。

## 物品・役務等と建設工事等の共通申請項目の関係

- 物品・役務等の共通申請項目等は、事業者特定情報であることから、**物品・役務等と建設工事等で差異を設ける必要はない**と考えられることから、**建設工事等の共通申請項目等**については、**物品・役務等の共通申請項目等をそのまま踏襲**することとするか。
- 物品・役務等の共通申請項目等として設定されていないが、**建設工事等の特有の事情により、事業者特定情報として共通で申請を求める必要があると考えられるもの**(例:建設業許可番号)については、**国や構成員が申請を求めている項目等を比較しながら、共通申請項目等として設定するかどうか検討**することが考えられるか。

## 物品・役務等と建設工事等の選択申請項目の関係

- 物品・役務等の選択申請項目等の多くは、適正性審査・格付情報であり、契約の適正な履行の確保や事業者の格付けのためにどのような情報を求めるかについては、**物品・役務等と建設工事等で異なると考えられることから、建設工事等の選択申請項目等について、物品・役務等の選択申請項目をそのまま踏襲することはできない**と考えられる。
- したがって、**適正性審査・格付情報**については、物品・役務等の選択申請項目等を参考にしつつ、**国や地方公共団体が申請を求めている項目等を比較しながら、建設工事等の選択申請項目等として設定するかどうか検討**することが考えられるか。
- また、**事業者特定情報であるが、物品・役務等の選択申請項目等として分類されたもの**(P2の②ii)については、**建設工事等の選択申請項目等としてそのまま踏襲**することとするか。



- これらを踏まえ、建設工事等の共通・選択申請項目及び共通・選択必要書類のたたき台を作成。

# 建設工事等の共通・選択申請項目等のたたき台の作成方法

## (たたき台の作成方法)

1. **物品・役務等の共通・選択申請項目等**に対応するように**国※1**及び**検討会の構成員**(以下、「構成員」という。)が**設定している申請項目等**を記載し、一覧化。
2. **物品・役務等の共通・選択申請項目等と国及び構成員の申請項目等を比較し、共通・選択申請項目等の対象となる項目等を下記の考え方により抽出して作成。**

※1 国が設定している申請項目等の例として、建設業及び建設関連業(建設コンサルタント等)の所管省庁であり、入札案件数の多い国土交通省(会計課所掌分及び地方整備局等分)の申請項目等を一覧化した。

### ① 共通申請項目等の抽出の考え方

- i. **事業者特定情報であり、物品・役務等の共通申請項目等として設定されているもの。**(例) 本社住所、商号又は名称、登記事項証明書
- ii. **事業者特定情報であり、物品・役務等の共通・選択申請項目等として設定されていないもの、かつ、国及び構成員のうち、複数の団体が申請項目等として設定しているもの。**(例) 建設業許可番号、建設業許可の証明書

### ② 選択申請項目等の抽出の考え方

- i. **適正性審査・格付情報であり、物品・役務等の選択申請項目等として設定されているもの、かつ、国及び構成員のうち、いずれかの団体が申請項目等として設定しているもの。**(例) 営業年数、売上高、納税証明書
- ii. **適正性審査・格付情報であり、物品・役務等の選択申請項目等として設定されていないもの、かつ、国及び構成員のうち、複数の団体が申請項目等として設定しているもの。**(例) 経営事項審査情報、総合評定通知書の写し
- iii. **適正性審査・格付情報であり、② i 又は ii に付随して、共通システムにより複数の地方公共団体に対して一括申請できるようにするに当たって必要となるもの。**(例) 地方公共団体と災害時応援協定を締結している場合、締結している地方公共団体名
- iv. **事業者特定情報であり、物品・役務等の選択申請項目等として設定されているもの。**(例) WTO等案件の該当有無、組合員名簿

※ 申請項目名・必要書類名については、物品・役務等の共通・選択申請項目名等に合わせることを基本としつつ、物品・役務等の共通・選択申請項目等とされていない項目等や項目名等を合わせることが適当でない項目等については、個別の項目等の内容に応じて、国や地方公共団体の項目等を比較しつつ個々に設定する。

# (参考)申請項目等のたたき台の抽出の考え方

【 建設工事等の申請項目の性格 】

【 物品・役務等の項目設定 】

【 建設工事等の申請項目 】

